

公益財団法人 日本サッカー協会
2025 年度 臨時評議員会

2025 年 12 月 20 日

決議事項

1. 評議員 2 名 選任の件

以下の 2 名の評議員を選任したい。

なお、評議員の交代については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律ならびに JFA 規則に基づき行うものとする。

(1) 株式会社アルビレックス新潟

退任する評議員：中野幸夫（なかの ゆきお）代表取締役社長

選任する評議員：野澤洋輔（のざわ ようすけ）取締役

※2026 年 2 月 1 日付で代表取締役社長に就任予定

(2) 株式会社セレッソ大阪

退任した評議員：宮島武志（みやじま たけし）取締役副社長

選任する評議員：日置貴之（ひおき たかゆき）代表取締役社長

なお、任期の満了前に退任した評議員に代わって選任する評議員の任期は、定款第 18 条第 2 項の規定により、退任する評議員の任期満了の時までとなるため、2026 年度に関する定時評議員会（2027 年 3 月）の終結の時までとなる。

2. 定款変更の件

（決議）資料 1

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、公益認定法）」に記載されている、理事構成に関する認定基準を定款に明記することで適正化したい。

■定款第 26 条への反映内容

変更前：（役員及び会計監査人の選任）

第 26 条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

変更後：（役員及び会計監査人の選任）

第 26 条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3. 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事も同様とする。

【参考】

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

（公益認定の基準）

第 5 条

各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の三分の一

を超えないものであること。監事についても、同様とする。

3. 「役員の選任及び会長等の選定に関する規程」改正の件

（決議）資料2

現行規程で定められている役員等推薦委員会の設置時期について、本期は役員等推薦委員会の設置を本臨時評議員会決議にて進行できるよう、また、今後も柔軟な判断・対応ができるように規程を改正したい。

■改正のポイント

役員等推薦委員会の開催準備が整っている状況においては、規程により固定化された評議員の承認決議の時期や役員等推薦委員会の設置時期を柔軟に前倒し等の対応ができるよう改正する。

■改正内容

役員の選任及び会長等の選定に関する規程

① 第21条 [役員等推薦委員会]

改正前：

1. 第2章の規定に従い会長予定者が選出された後、役員等の選出に関しては、改選期の2月に役員等推薦委員会を設置し、役員等の選出事務等について、役員等推薦委員会が管理・運営する。
2. 役員等推薦委員会は、改選期の1月臨時評議員会による承認によって設置され、第29条の理事会の終結の時をもって解散する。

改正案：

1. 第2章の規定に従い会長予定者が選出された後、役員等の選出に関しては、改選期の2月に役員等推薦委員会を設置し、役員等の選出事務等について、役員等推薦委員会が管理・運営する。
2. 役員等推薦委員会は、改選期の1月又はそれより前に開催される臨時評議員会による承認によって設置され、第29条の理事会の終結の時をもって解散する。

② 第22条 [役員等推薦委員]

改正前：

1. 役員等推薦委員会は、次の役員等推薦委員をもって構成する。

- (1) 会長予定者
 - (2) 理事のうち3名
 - (3) 評議員のうち3名
 - (4) 本協会から完全に独立した立場の有識者2名
- ～中略～

4. 本条第1項のうち、第2号の委員は1月理事会において選出し、第3号及び第4号の委員は同月未に開催される臨時評議員会において選出する。

改正案：

4. 本条第1項のうち、第2号の委員は1月又はそれより前に開催される理事会において選出し、第3号及び第4号の委員は1月又はそれより前に開催される臨時評議員会において選出する。